

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区松江四丁目24番10号

氏名 株式会社春江
代表取締役 板橋 正幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 6月28日

許可の有効年月日 令和 8年 6月27日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上12種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、
動植物性残さ（容器入りのものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず、がれき類
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上12種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

(1) 東京都江戸川区松江四丁目24番10号

(2) 東京都江東区新木場四丁目3番10号

(3) 東京都江東区新木場二丁目8番7号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 6月28日 新規許可

令和 3年 6月28日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

閲覧専用

(裏面あり)

(裏面)

許可番号

第13-10-000138号

2. 積替え保管施設

(1) 施設所在地：東京都江戸川区松江四丁目24番10号 面積：5,357㎡ 最大保管高さ：1.84m

産業廃棄物の種類	保管量	産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻	ドラム缶8本 : 1.6㎡	紙くず	マッシュパレット1個 : 0.819㎡
汚泥	ドラム缶8本 : 1.6㎡	木くず	コンテナ1個 : 10.2㎡
廃油	ドラム缶4本 : 0.8㎡	動植物性残さ(容器入り)	コンテナ1個 : 0.7㎡
廃酸	ドラム缶2本 : 0.4㎡	金属くず	コンテナ1個 : 10.2㎡
廃アルカリ	ドラム缶2本 : 0.4㎡	ガラスくず・コンクリート	コンテナ1個 : 10.2㎡
廃プラスチック類	コンテナ1個 : 10.2㎡	くず及び陶磁器くず	コンテナ1個 : 10.2㎡
		保管量合計	: 47.1㎡

(2) 施設所在地：東京都江東区新木場四丁目3番10号 面積：3,235㎡ 最大保管高さ：1.84m

産業廃棄物の種類	保管量
木くず	コンテナ1個 : 10.2㎡
金属くず	コンテナ1個 : 10.2㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1個 : 10.2㎡
保管量合計	: 30.6㎡

(3) 施設所在地：東京都江東区新木場二丁目8番7号 面積：11,751㎡ 最大保管高さ：2.50m

産業廃棄物の種類	保管量	産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻	ドラム缶1本 : 0.2㎡	汚泥、金属くず(水銀電池及び空気亜鉛電池(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ペール缶4個 : 0.08㎡
汚泥	ドラム缶1本 : 0.2㎡		
廃油	ドラム缶1本 : 0.2㎡	汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く)に限る。)	ペール缶10個 : 0.2㎡
廃酸	ドラム缶1本 : 0.2㎡		
廃アルカリ	ドラム缶1本 : 0.2㎡	廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず(廃バッテリーに限る。)	コンテナ2個 : 1.1㎡
廃プラスチック類	コンテナ1個 : 0.7㎡ 直置き : 4.0㎡		
紙くず	コンテナ1個 : 0.7㎡	廃プラスチック類、金属くず(廃ライターに限る。)	コンテナ10個 : 0.27㎡
木くず	コンテナ2個 : 20.4㎡		
動植物性残さ(容器入り)	コンテナ8個 : 5.6㎡	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ペール缶4個 : 0.08㎡
金属くず	コンテナ1個 : 10.2㎡		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4tコンテナ1個 : 8.1㎡ 2tコンテナ4個 : 14.4㎡	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。)	直置き : 43.5㎡
がれき類	コンテナ1個 : 8.1㎡		
燃え殻、廃プラスチック類(廃トナー、カートリッジに限る。)	段ボール3個 : 3.0㎡	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀体温計、水銀式血圧計に限る。)	コンテナ10個 : 0.27㎡
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず(廃ペンキ、廃ボンドに限る。)	コンテナ30個 : 4.8㎡		
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(容器入りに限る。)	コンテナ24個 : 3.84㎡	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(使用済小型電子機器の再資源化の促進に関する法律対象物に限る。)	コンテナ10個 : 0.27㎡
汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず(廃スプレー缶に限る。)	コンテナ8個 : 1.28㎡		
汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず(廃消火器に限る。)	コンテナ1個 : 0.9㎡	保管量合計	: 154.0㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(混合廃棄物)	コンテナ2個 : 20.4㎡		

(以下余白)